

労働衛生サービス機能評価機構の組織及び運営に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 労働衛生サービス機能評価機構(以下「健診機能評価機構」または「評価機構」という。)は、労働安全衛生法に基づく各種の健康診断等を適切に実施できる機能を有し、かつ、精度管理の優良な労働衛生施設を的確、公正に評価し、もって労働衛生施設のレベルの向上と信頼できる良質な労働衛生サービスの提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は次のとおりとする。

労働衛生サービス機能：労働衛生施設が労働者の健康診断、健康の保持増進対策（THP）及び作業環境測定を業務として行うことをいう。

評価基準：評価機構が労働衛生サービス機能の評価認定を行うための判断基準をいう。

(業務の範囲)

第3条 評価機構は、その目的を達成するため、次の業務を行う。

労働衛生施設として評価を受けようとする施設(以下「申請施設」という。)における評価基準への適合状況を判定するための書類審査及び訪問調査

評価認定した労働衛生施設(以下「評価認定施設」という。)に対する認定証の交付

評価認定結果の公表

評価基準の設定及び運用の新設、改廃

評価調査者の資格要件の設定及び養成

第2章 評価機構

(組織)

第4条 評価機構は評価委員会と事務局で構成する。

(機構の代表等)

第5条 評価委員会を最高決議機関とし、その代表として評価委員会委員長(以下「委員長」という。)を置く。

第3章 評価委員会

(所管事項)

第6条 評価委員会は、次の事項を所管する。

評価機構の事業運営及び業務の基本方針その他の重要な事項の決定
申請施設が評価基準に適合するか否かの評価認定
評価認定施設の認定の取消し

(委員会の構成)

第7条 評価委員会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 評価委員は、学識経験者、労働者を代表する者、事業者を代表する者及び関係団体を代表する者の中から選任する。ただし、その過半数を学識経験者とする。

(委員の委嘱及び任期)

第8条 評価委員は、委員長が委嘱する。

2 評価委員の任期は2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の選任及び権能)

第9条 委員長は評価委員の互選により選任する。

2 委員長は、評価機構の最高責任者として、その組織及び運営を掌理する。

(会議の開催)

第10条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 評価委員会の議事は、委員長が司る。

(委員長の代行)

第11条 委員長に事故あるときは、第9条第2項及び前条に規定する委員長の任務は副委員長が代行する。

(委員会の議事)

第12条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

2 評価委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(小委員会)

第13条 評価委員会のもとに、小委員会を設けることができる。

2 小委員会は次の事項を所管する。

評価機構の諸規程、評価基準等の整備に関する検討

評価認定計画の策定

申請施設に係る評価認定の事前審査

評価調査者の養成研修に関する検討

申請施設に対する支援事業の企画検討

その他評価委員会が必要と認める事項

(小委員会委員の任期及び委嘱)

第14条 小委員会委員の任期は2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 小委員会委員は委員長が委嘱する。

第4章 事務局

(所管事項)

第15条 事務局は、次の事項を所管する。

評価機構の諸規程、評価基準等の作成整備
評価認定計画の実施その他評価認定業務の実施に必要な事項
申請施設に係る提出書類の受理
書面審査及び訪問調査結果の評価委員会への提出
評価調査者の養成研修等に関する事務
申請施設に対する支援事業の実施
評価認定結果の広報
その他評価機構の運営に関し必要な事項

(事務局の組織)

第16条 事務局に事務局長と職員を置く。

(事務局職員の任命)

第17条 事務局職員は、評価委員会委員長が任命する。

第5章 評価調査者

(資格要件)

第18条 評価調査者は、次に掲げる資格要件を満たす者から選任されなければならないものとする。

医師、労働衛生コンサルタント(保健衛生)
保健師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等として10年以上その業務に従事した者
健診の管理運営業務に10年以上従事した者
上記 ~ に掲げる者と同等以上とみなされる者

(選任及び配置)

第19条 評価調査者は、前条の資格要件を満たす者のうちから、評価委員会の承認を得た者を選任する。

2 評価調査者は、事務局に配置する。

(評価調査者の任務)

第20条 評価調査者の任務は次に掲げる事項とする。

書類審査及び訪問調査の実施
書類審査及び訪問調査結果の評価委員会への報告

(評価調査者の義務)

第21条 評価調査者は、評価機構の信

用を傷つけまたは不名誉となるような行為をしてはならない。

2 評価調査者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 前項の規定は、評価調査者でなくなった者に対しても準用する。
(評価調査者の任期及び委嘱)

第22条 評価調査者の任期は2年とする。ただし、補欠の任期は前任者の残
任期
間とする。

2 評価調査者の委嘱は評価委員会委員長が行う。

第6章 雑 則

(細則)

第23条 この規程に定めるもののほか、評価機構の運営に関し必要な事項
は評価委員会が定める。

(規程の改正)

第24条 この規程を改正するときは、評価委員会の議を経て行う。

付則

- 1 この規程は、平成10年11月26日から施行する。
- 2 改正規程は、平成14年11月1日から実施する。
- 3 改正規程は、平成16年12月1日から実施する。
- 4 改正規程は、平成21年6月1日から実施する。